

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省運用）との結合について
--------	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第1項第2号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：環境清掃部環境対策課）

事業の概要

事業名	石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省運用）との結合
担当課	環境対策課
目的	国（環境省・厚生労働省）が開発を進めている「石綿事前調査結果報告システム」を導入し、建築物等の解体・改修時の石綿含有建材にかかる事前調査結果の報告を確認する。
対象者	建築物解体等工事の元請業者等
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年4月1日に大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、工事の元請業者等は、工事前に石綿含有建材の有無を確認し、その調査結果を区へ報告することが新たに義務付けられた(令和4年4月1日施行)。</p> <p>この報告は、工事の元請業者等が、環境省と厚生労働省が連携して開発・運用する電子システムを使用して行う（大気汚染防止法施行規則第16条の11第4項）。</p> <p>区は、この電子システムにアクセスし、報告内容を確認するとともに、立入検査現場を選定し、検査を実施する。なお、工事の元請業者等がこの電子システムを使用できず、書面での報告があった場合は、例外的に区職員が報告内容を電子システムに代行して入力する。</p> <p>2 報告件数</p> <p>年間10,650件</p> <p>※個人情報の流れは、資料50-1のとおり</p>

件名 石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省運用）との結合について

保有課（担当課）	環境対策課
登録業務の名称	石綿事前調査結果報告システム
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>① 収集の対象者の範囲 建築物解体等工事の元請業者等</p> <p>② 収集する項目 大気汚染防止法施行規則第16条の11第2項に規定する石綿の事前調査結果に関する報告事項のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体等工事の発注者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・調査者の氏名
結合の相手方	石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省）
結合する理由	大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体等工事の元請業者等は、石綿含有建材の使用について調査し、その結果を自治体に報告することが新たに義務付けられ、報告は環境省と厚生労働省が運用する電子システムを使用して行うため。
結合の形態	パブリックネットワークとは切り離された閉域ネットワークとして構築され、地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を介し、区イントラネットシステムと国（環境省・厚生労働省）が管理・運用する石綿事前調査結果報告システムを接続する。
結合の開始時期と期間	本システムは、令和4年3月下旬から稼働予定であり、それに先立つユーザーテストの実施期間が令和4年1月18日から令和4年2月18日とされているため、本外部結合について承認された後に、ユーザーテストを実施する。
情報保護対策	<p>石綿事前調査結果報告システムの運用にあたり、開発元である国（環境省・厚生労働省）に対し、以下の情報保護対策を講じることを確認した。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」を遵守させる。 2 国（環境省・厚生労働省）には、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。 3 インターネットと庁内ネットワークとは分離するとともに、ファイア・

	<p>ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。</p> <p>4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。</p> <p>5 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。</p> <p>6 <u>システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとり、指定した担当職員以外の利用はできないものとする。(情報セキュリティアドバイザーからの助言)</u></p> <p>7 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。また、区市町村毎に、情報へのアクセス制御を実施し、他自治体の情報へのアクセスを不可とする。</p> <p>8 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。ログは必要に応じて分析を行う。</p>
--	--